

令和7年11月13日

「呉市A」の営業区域で日本版ライドシェアを許可！

～広島県では6地域目！呉市でも「日本版ライドシェア」が運行を開始します～

「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」は、タクシー事業者の管理の下でタクシーを補完する目的で地域の自家用車や一般ドライバーを活用し、タクシーが不足する曜日や時間帯において有償で運送サービスを提供するものです。中国地方ではこれまでに「広島交通圏」を始め、20の営業区域※1で許可を行っています。

この度、「呉市A」※2の営業区域において、広島県内では6地域目となる日本版ライドシェアの許可を行いました。年末年始の多客期を迎えるにあたり、タクシーが不足する時間帯の移動需要に対する供給不足の解消が期待されます。

また、国土交通省では、昨年度から安全・安心を確保しつつ、地域の移動の不足の解消につなげるため、雨天時や酷暑時、イベント開催時等のタクシー需要が高まる時期・状況において、日本版ライドシェアを利用しやすくするためのバージョンアップを順次行っていますが、中国運輸局では、引き続き利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。

※1 「営業区域」とは、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、運輸局長が定める区域です。タクシー事業（日本版ライドシェアを含む。）において、旅客の運送は発地又は着地のいずれかがその営業区域内になければなりません。

※2 「呉市A」とは、広島県のうち呉市の区域（旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）を指します。

記

- 許可年月日：令和7年11月13日
- 許可権者：中国運輸局広島運輸支局長
- 許可を受けた営業区域、事業者名称、許可車両数、期間及び時間帯：

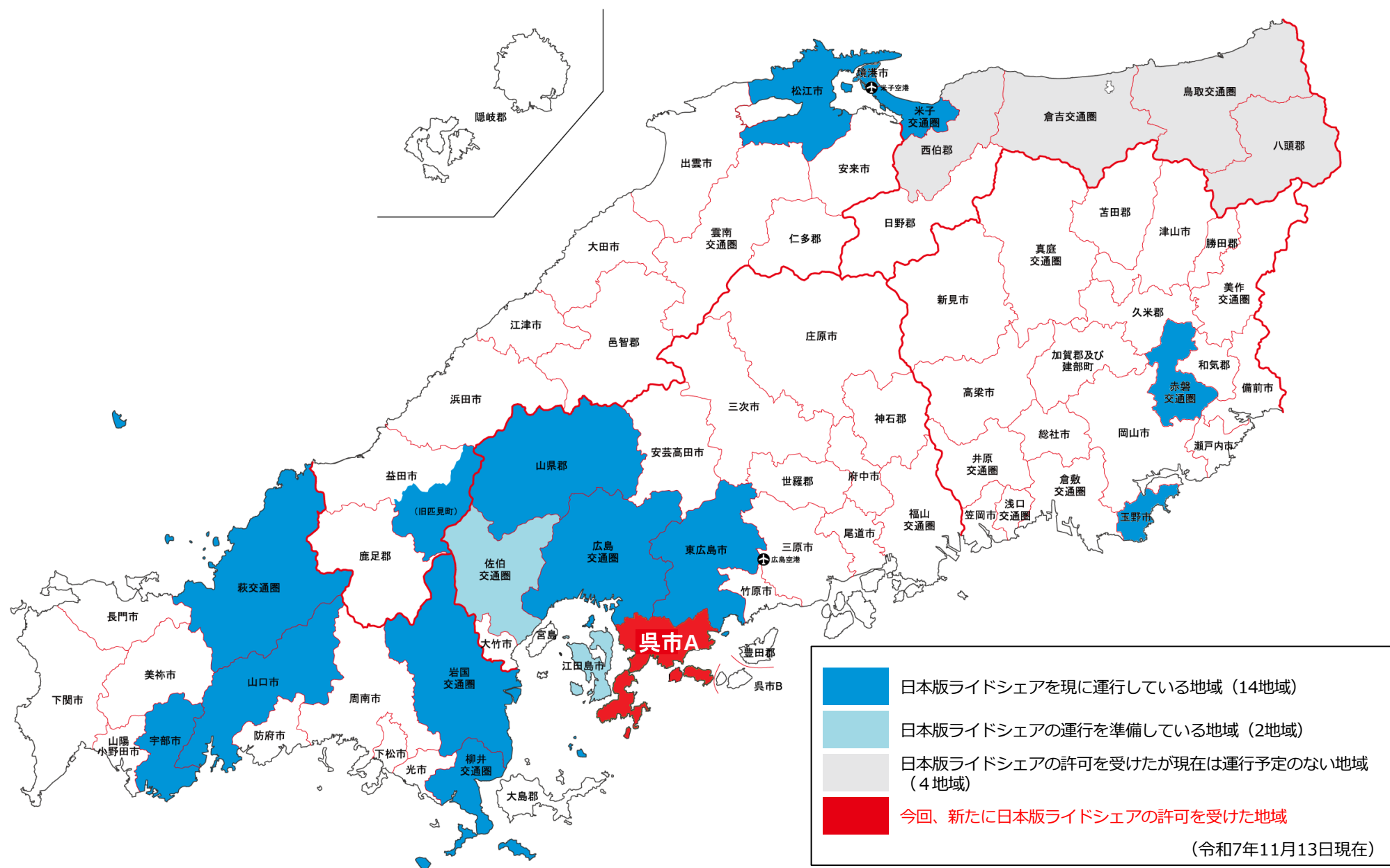
営業区域	事業者名称 ()は実施営業所名	車両数	期間及び時間帯
呉市A	富士交通株式会社(本社)	4台	金曜日・土曜日 16時台～翌5時台

【参考】「呉市A」の法人タクシー事業者数 17事業者、車両数366台（令和7年9月30日現在）

【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 鬼村、小林
電話：082-228-3450
中国運輸局広島運輸支局輸送・監査担当 藤本、竹中
電話：082-233-9167

中国地方における日本版ライドシェアの導入状況



(令和7年11月13日現在)